

令和3年9月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和3年10月12日（火） 開会 午前10時
閉会 午前11時 3分

場所 第8委員会室

出席委員 新井一徳委員長
安藤友貴副委員長
千葉達也委員、松井弘委員、岡田静佳委員、永瀬秀樹委員、梅澤佳一委員、
八子朋弘委員、杉田茂実委員、町田皇介委員、深谷顕史委員、
秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、
金子亮化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹、

会議に付した事件
消防力の強化について

松井委員

- 1 消防の広域化について伺う。広域化の状況は7ブロックに向けて進んでいるが、進んでいないエリアは、その要因は何か。市町村の考えもあると思うが、県主導で行うことはできないのか。
- 2 今後広域化に向けてどのように進めていくのか。

消防課長

- 1 7ブロック化が進まない要因については、広域化推進計画を策定し、その当時全てのブロックで広域化に向けた協議が行われているため、この経過をたどる必要がある。例えば、東部の羽生市、蓮田市は、あえて広域化を選択しなかったが、いずれにしても、各市町村の住民の合意を受けて判断をし、現状に至っている。我々も消防本部の意見交換の場で意見を伺っているが、状況に変化がなく、判断を変える要素やきっかけもないため、判断変更が難しいという現状がある。意見交換の中で、現在、全ての消防本部が指令装置の更新時期を迎えており、費用の工面が共通課題となっていることから、広域化によって共通課題に対応できるという切り口が一つの答えであると考えている。そのため、資料にも今後市町村での共同運用を進めていくということを記載している。
- 2 指令装置の更新時期が2025年前後に集中しているのは、消防デジタル化の際に一斉に更新した経緯があるためである。また、国の緊急防災・減災事業債の期限が今年から5年間延長され、広域化をする際、充当率100%、70%を交付税で措置するという非常に市町村に有利なものとなっている。これを活用することで財政的負担が大幅に軽減される。こういったことを市町村に示しながら、切り口を変えて広域化を進めていきたいと考えている。

深谷委員

- 1 防災航空隊の防災訓練の参加、救助活動の訓練についてだが、件数が減少している。こうした訓練がコロナの影響で減っているということであれば課題があると思うが、どう捉えているか。
- 2 登山届の提出など山岳事故の防止に向けた啓発に取り組んでいるとのことだが、具体的にはどのような取組をしているのか。高い山であれば登山届を提出する人が多いが、県内の標高の低い山では提出しない人が多いと思う。このような登山者に対してどのような啓発を行っているのか。
- 3 消防学校の救急救命士の養成について、教育訓練の中で、コロナの影響で現場の実習の機会が失われているのではないかと思うが、問題はないか。コロナの救急搬送の中で、救急救命士は入院調整など大変な苦勞をされており、反面、実習の機会が失われているということであれば、大きな課題になってくると思うがいかがか。

消防課長

- 1 基本的に毎日飛行訓練を行うことになっており、天候や災害出動の回数により訓練の頻度が減ることはあるが、人と接触して行う訓練ではないので、大きな影響はない。
- 2 年に3回、大型連休の前と山の日、紅葉シーズンの前に、県と県警察、地元の消防本部とが連携して、登山口に立って登山届の提出を呼び掛けるキャンペーンを行っている。

あわせて県のホームページで安全登山の呼び掛けているが、実際はまだ登山届の提出の周知は足りていないと思っている。

- 3 昨年は、コロナの影響で新たに救急救命士になった方の養成も実施できなかった。救急救命士の医師に講師を務めてもらい手技を学ぶ場があるが、昨年は感染防止の観点から救急救命士が現場に出向くことが難しかったため、講師の確保ができなかった。そのため、昨年は、新たに救急救命士になった方の養成のための研修ができず、また既に資格を持った人に対して更にスキルアップするための養成も難しい状況であり、コロナの影響を大きく受けたという状況である。また、病院実習という機会があるが、病院でも受入れが難しく、養成は消防署の中でやらざるを得なかった。ただ、これまで県としても力を入れて養成を進めていたため、救急救命士の数への影響は限定的である。

深谷委員

登山届の提出について、県警察との連携もあると思うが、多くの人は登山ショップ等で情報を得る。登山ショップ等で啓発の取組を行っているか。

消防課長

登山ショップでの啓発は現在行っていない。県警察とも相談しながら周知の方法を考えていきたい。

千葉委員

- 1 「2 防災航空隊」の運航実績の表のうち、有料エリア内の数字と手数料の徴収の実績の数値に差異があるように見受けられるが、表に表れない有料エリア内の事例があるのか。埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例に基づいて徴収しているものと思うが、有料化の条例以外で徴収している部分があるか。
- 2 救急隊員の全体に占める救急救命士の割合は、全国平均が46.9%であるのに対し、本県は63.4%と全国3位である。コロナの影響で様々な訓練の機会が少なくなっていると答弁があったが、この順位を維持しながら県民の安心・安全を守っていくという観点の中で、将来的な展望について県の考え方を伺う。

消防課長

- 1 条例改正があり、手数料の徴収を開始したのは平成30年1月からである。平成29年度では、9件のうち2件が徴収開始以降のもので、以後足し合わせていくと16件となる。
- 2 昨年は教育訓練や訓練課程が中止されたが、今年に入って動き出している。救急救命士は、これからも安定的な供給が必要であると考えている。県としては引き続き養成を継続していくとともに、養成所では救急隊員・救急救命士のスキルアップの役割も担っているため、スキルアップにも一層力を入れていきたい。

町田委員

- 1 資料の1ページ右下に今後の取組とあり、財政支援、助言、調整などにより市町村等を支援と記載があるが、具体的な内容について伺う。特に、財政支援については、広域化の方式として、一部事務組合方式と事務委託方式の主に二つの方式があると思うが、その方式の違いによって財政支援の形に違いがあるのか。
- 2 その他の地域においても当面は消防指令業務の共同運用を中心として協議を実施と記

載があるが、実際に指令業務の共同運用について協議や調整を進めているところはあるか。

消防課長

- 1 財政支援について、先ほど、国の事例を紹介したが、県でも企画財政部が所管しているふるさと創造資金という制度がある。市町村との広域行政を支援するために設けており、上限4,000万円を補助している。広域化に関してはどの方式を取っても同じように支援をしており、これは国の地方財政措置も同様である。
- 2 消防指令業務の共同運営に向けた協議は、県内全域で行っている。現時点では担当者と意見交換するレベルで話し合いを始めたばかりだが、状況によっては少し突っ込んだ話もできると考えている。

町田委員

財政支援について、具体的に助言や調整を市町村に対してどのように行うのか。

消防課長

具体的な助言の内容は、起債する際の方法などである。また、協議会の設置や議会の承認等の相談に対応している。

岡田委員

- 1 広域化の予防業務について、消火活動や指令業務は広域化や共同運用がされているが、予防業務も広域、共同で行われているのか。国は、予防の違反処理なども共同で処理するよう進めていたと思うがどうか。
- 2 消防学校の救急救命士の養成について。救急救命士の養成は、医師が少ない本県において重要である。県の養成所は一時的な機関とも聞いている。費用を抑えて養成できることもあり、常設を望む声もある。継続というのはいつ頃までか、常設についての考え方について伺う。

消防課長

- 1 予防業務についても、地方自治法上、一部を共同実施することは可能である。国の制度で違反是正アドバイザーという広域的支援の仕組みがあり、本県でも活用している。県内では現在、予防業務に特化した広域化を実現している例はない。今後消防学校を活用してスキルを身に付けてもらうなど、様々な手段が考えられるため、消防本部とも意見を交換しながら必要な支援を行っていききたい。
- 2 県としては終わりを設けているという認識はない。救命士法の改正があり、救急救命士は、救急車内だけで特定行為が認められていたが、改正により救急外来でも医師の指示の下でできることになった。ワクチン接種時も、本県ではなかったが、神奈川県では協力している事例があるなど、業務の範囲が拡大しており、今後もそのような役割が期待されていく。そういった状況も見ながら、養成の継続をどこまで行っていくのかしっかり見極めて、基本的にはしばらく続くという認識で継続する。

岡田委員

予防業務の強化について必要な支援をしていくとのことだが、県としては市に推進していくという考えでよいか。

消防課長

市町村の自主的な取組を支援するという形になるので、現場の意見を聞いた上で、現場の意向に沿った形で支援をしていく。

秋山委員

- 1 36消防本部が27消防本と、一部広域化が実現した。広域化の前後で、消防吏員の数や消防ポンプ車、はしご車などの機材の数がどのように変化しているのか。また、今回救急車が非常に活躍したと思うが、これがどのように変化したのか。通報から患者宅到着の時間はどのように変化したか。
- 2 消防本部の広域化は、新たな指令室の設置や最新機器の導入が必要になり多くの費用がかかる。国の財政的な支援で自治体の負担は3割で済むとのことだが、基準が厳しく、100%支援を受けられないようである。本県で広域化を進めるのであれば、実質的な財政支援や負担を減少させる方策を考えるべきだが、いかがか。
- 3 広域化の問題だけではないが、千葉県地震があり本県も震度5強を観測した地点でかなりの混乱になり被害も出た。今後、火災救急だけでなく、地震・風水害・テロ対策も求められているのが消防吏員だと思う。消防力の整備指針からみて、消防職員の算定数と現在配置されている実人員に結構な乖離がある。私の知る限り、直近の数値では消防吏員9,968人に対して現有が8,570人と、1,400人の不足ということになる。県が雇うわけではないので難しいと思うが、今後これをどう増やしていくか。今後消防職員をどう増やしていくのかについて伺う。
- 4 コロナ禍を警官して、消防学校の教育課程の中で感染症対策に対して今後更に強化が必要と考えるがいかがか。今後の取組の中では生物・化学剤使用のテロ対策災害対応の実技訓練指導というものがあるが、生物・化学剤は感染と通じる所がある。この点についての教育課程の強化について伺う。

消防課長

- 1 人員については、平成20年4月1日から令和2年4月1日までの間で8,044人から8,576人と532人の職員が増員となっている。ポンプ車については、329台から333台と4台が増台、はしご車については、64台から61台と3台が減台、救助工作車についても61台から59台と2台が減台している。救急車については、251台から283台と32台が増台している。救急車の現場到着時間については、7.8分から8.5分と0.7分延伸しているが、救急搬送の増加などの影響が考えられる。救助工作車やはしご車などの特殊車両の増減に関しては、15年や20年の更新期間があり、広域化の効果は長期的なスパンで判断をする必要がある。
- 2 緊急防災・減災事業債が最も有利であるため、極力活用していただく。対象範囲もかなり幅広く、カバーできない部分については県のふるさと創造資金を活用することとしている。
- 3 吏員数9,968人に対して直近の消防職員数は8,576人と若干増えてはいるが、整備指針と比較するとまだ足りない状況である。職員数そのものが市町村が条例で設置するという事になっているため、県が踏み込んで増員するという事は言いにくい。
- 4 消防の業務は人との接触が避けられない性質であるため、その中で感染防御をどう図るかというのは基礎的な素養として教育の中で従来から行っている。学生は感染対策に関してはかなり感度が高いものを持っている。NBC兵器対応の感染防止というのは特

殊部隊だけが対応するということで、装備や知識も全く異なる性質のものであり、対策の次元が異なる。新型コロナウイルス感染症については、国の感染防止マニュアルを基に各消防本部で定めており、これを徹底することが最大の感染防御と思っている。実際にコロナの感染が拡大してから1年半、かなりの移送協力をしてきたが、この間一回も業務を通じた感染は起きていない。今までの取組を日々の業務の中でしっかり消防本部と現場で行うことが最大の防御と考えるので、引き続き現場での教育を徹底して行っていきたい。

秋山委員

消防吏員をどう増やすかというのは市町村が決定する事項であるため、県がなかなか言えないというのはそのとおりと思う。しかし、保健所もこの間ずっと減らしてきたことが、今回のパンデミックにどうしても対応できなかったという苦い経験がある。消防というのは人間がする仕事だから、吏員がどうなっていくかというのは大変重要と思うので、今後も自治体が消防本部を増やすように努力・助言をしていただきたい。(要望)

委員長

換気等のため、暫時休憩する。再開を午前11時5分とする。 (10:57)

(休 憩)

委員長

委員会を再開する。
何か発言はあるか。

永瀬委員

- 1 消防学校に関し、発生している事態に対処する教育訓練を行っていることはわかったが、消防の職員・従事者の安全確保についてはどのような訓練を実施しているか。
- 2 昨今は、水害が増加している。これに対する備えはどのようになっているか。
- 3 消防団員への教育をどのように実施しているか。

消防課長

- 1 消防職員が業務を行うに当たって、自らの安全確保は基本中の基本である。初任教育の中で基礎を徹底して実施するとともに、専科教育の中でも、それぞれの業務の中でいかに安全確保するのかという教育を常に実施している。
- 2 水防の関係については、プールなど難救助の訓練を行う施設が現在なく、課題となっている。県の消防長会からも要望されている。
- 3 幹部教育などの機会を設けているが、実は消防団教育もコロナの影響を受け、昨年度はほぼ実施できていないという状況である。ただ今年度に関しては、感染状況によっては秋からは本格的に実施できるので、幅広く消防団員の訓練も行っていきたい。

永瀬委員

水難救助だけでなく、実際の災害に対応したときに、どのような基準をもって実際の業務に従事するかということについての判断を持たせるような教育が必要かと思うがどうか。

消防課長

消防学校では救助科という課程があり、その中で現場でどのように判断するか教育を行っている。そのほかには現場の消防本部の中で日々訓練を行っている。

永瀬委員

消防職に従事している職員の方や、民間の立場として協力してくれている消防団員の方々は、崇高な理念に基づいて従事してくれているが、そのことに対する安全確保や、職員や団員自身の生命の保護に対する備えをしっかりとさせなければならない。現場の中での訓練、すなわちOJTで実施していくというだけでは少し心もとないと思うが、どのように考えるか。

消防課長

先ほどの答弁と重複するが、それぞれの方々が崇高な消防業務を行うに当たって、自らの安全を守るとするのは基本中の基本であると考えている。どう安全を確保するのかという教育は実施している。それでは十分でないという意見かと思うので、そこは更に徹底して安全確保という観点を教育訓練の中に組み入れるということを検討し、しっかりと教育できる体制を構築していきたい。

永瀬委員

そもそも水難救助の場所が未整備であるということも大きな課題と思う。災害現場で行動する場合において難しいのは、どの段階で本人の安全確保のために退避するかということである。それがあいまいではないかという意見を多く聞くので、その点について、難しい問題とは思いますがしっかり取り組んでもらいたい。(要望)

八子委員

指令業務の共同運用について、資料によれば、四つの消防本部が令和6年4月1日から開始するとのことだが、五つ、六つとエリアを広げていく考えがあるのか。それともこのエリアに関してはこれで一段落ということなのか。

消防課長

埼玉西部消防局と比企広域消防本部、坂戸・鶴ヶ島消防組合、西入間広域消防組合消防本部の4消防本部で広域化に向けた話合いが進められているが、これは長い時間をかけて協議してきたという経緯がある。もっと広範なエリアで実施するという話もあったが、協議の結果としてこの四つにまとまっているため、まずは四つを令和6年4月までにしっかりまとめる。

八子委員

先ほどの説明だと、広域化の実現に向けて、指令業務の共同運用から始めていくということだったので伺った。一方で広げればよいというものでもなく、消防本部によっては費用対効果や住民サービスが広域化によってかえって低下してしまう場合もあるということを知ったことがある。県としては、大きな目的のために地域の実情を考慮せず推進するというわけではない、という理解でよいか。

消防課長

指令業務共同運用については、広域化のエリアが広がることで財政面や人員などのメリットが大きくなる。まずは指令共同運用を足掛かりに次の段階につなげていきたい。広域化は一つの手段で、地域の消防力をどう維持していくかを目的として方策を考えていく。

杉田委員

- 1 本県の広域化について7ブロックに定めたときのそれぞれの面積や世帯数、人口などの数値と、現在との比較の資料を提供いただきたい。
- 2 広域化の効果について、当然広域化はメリットとデメリットがあると思うが、その周知がどの程度なされているのか。広域化を模索している自治体に対して告知はどのように行われているか。

消防課長

- 1 7ブロックの管内人口について、順に申し上げる。まず1ブロックというのがさいたま市を中心とした鴻巣、上尾、桶川、北本・伊奈だが、当時の人口が約170万人。2ブロックの川口、蕨、戸田、鳩ヶ谷だが…

杉田委員

数値を三つ質問しているので、量が多くなる。後ほど紙で資料をいただきたい。

委員長

ただ今杉田委員より資料要求があったが、本委員会として要求することに御異議ないか。

< 異 議 な し >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。執行部においては、速やかに提出願う。

消防課長

- 2 告知の方法について、広域化のメリットとデメリットは様々であるが、既に実施した自治体はいろいろな知識があるため、アドバイザーを置き活用してもらうことで、効果やデメリットについて現場の声を届けられるような取組を行っている。今回は指令業務の共同運用という切り口で市町村と話し合いをしているので、その中でメリットとデメリットを周知している。